

令和7年6月17日

鹿沼市議会議長
谷中 恵子 様

鹿沼市議会議員政治倫理審査会
委員長 増渕 靖弘

鹿沼市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

令和7年4月18日付で提出された審査請求について、鹿沼市議会議員の倫理に関する条例（以下、「条例」という。）第7条第4項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

1 審査請求内容

(1) 審査対象議員

船生 雅秀 議員

(2) 審査請求者

大島久幸議員、横尾武男議員、館野裕昭議員

(3) 審査請求対象となった事由

令和7年4月11日に、船生雅秀議員が SNS (Threads) に掲載した自己の飼い犬に関する投稿については、動物の虐待とも取れる記載内容であり、条例第3条の政治倫理基準及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に違反するおそれがある。

2 審査付託

(1) 審査付託

令和7年4月25日、鹿沼市議会議員政治倫理審査会（以下、「審査会」という。）が設置され、本審査請求が付託された。

(2) 審査会委員（議席番号順）

鹿妻武洋議員、橋本勝浩議員、早川勝弘議員、駒場久和議員、橋本修議員、藤田義昭議員、梶原隆議員、大貫桂一議員、佐藤誠議員、津久井健吉議員、小島実議員、増渕靖弘議員

3 審査結果

(1) 審査の適否について

本審査請求は、条例に基づく審査請求に適すると判断した。

(2) 条例違反の有無について

条例第3条第1号に違反していると認められた。

(3) 対応措置について

本会議議場での陳謝を求めることとした。

4 審査の経過

◆第1回 令和7年4月25日(金) 時間 14時30分～14時46分

出席委員11名及び正副議長(1名欠席)

議題	内容
1 審査会委員について	1 審査会の委員を議長が指名した。
2 正副委員長の互選について	2 議長の指名により増渕靖弘議員が委員長に決定した。委員長の指名により梶原隆議員が副委員長に決定した。
3 今後の進め方について	3 今後の進め方を協議し、次回の日程を5月1日とし、審査請求の確認をするため、審査請求者、審査対象者の2者から話を聞くことを決定した。
4 その他	

◆第2回 令和7年5月1日(木) 時間 9時～10時23分

(休憩 9時48分～9時55分)

出席委員12名及び正副議長

議題	内容
1 審査請求の確認について	1 審査請求者(大島久幸議員、横尾武男議員、館野裕昭議員)、審査対象者(船生雅秀議員)の2者からそれぞれ内容確認を行った。
2 審査請求の適否について	2 審査請求の適否について委員に諮り、1名を除く10名の委員が「適」と判断した。
3 今後の進め方について	3 今後の進め方の協議を行った。
4 その他	

※現地調査

- 日 時 令和7年5月10日(土) 時間 10時30分～11時00分
- 場 所 船生 雅秀 議員宅
- 調査対象 船生議員飼育の犬(柴犬)
- 訪問委員 増淵委員長、梶原副委員長、大貫委員
- 調査方法 環境省「動物虐待等に関する対応ガイドライン」を参考に船生議員飼育の犬を観察
- 調査結果
 - ・四肢に異常もなく、跛行等もなし。
 - ・威嚇や常同行動もなく穏やかな顔つきで、適切な飼育状況が感じられた。
 - ・飼い主の呼びかけへの怯えや拒絶等もなく、虐待行為があったとは感じられなかった。
 - ・目、耳、鼻、口腔、被毛、全身に異常な様子はなかった。

- ◆第3回 令和7年5月16日(金) 時間 13時～13時54分
(休憩 13時24分～13時51分)

出席委員11名及び正副議長(1名欠席)

議題	内容
1 政治倫理基準違反行為の存否について	1 政治倫理基準違反行為の存否について委員に諮り、鹿沼市議会議員の倫理に関する条例の第3条第1号に違反するという全会一致の意見により、違反行為があると判断された。また、対応措置について委員に諮り、本会議場において、船生議員からの陳謝が必要であると判断された。
2 その他	

5 審査の結果に至る各委員の意見

(1) 審査請求の適否について

適とする意見 委員10名

(小島委員、津久井委員、佐藤委員、大貫委員、藤田委員、橋本(修)委員、早川委員、橋本(勝)委員、鹿妻委員、梶原副委員長)

採決辞退者 委員1名

(駒場委員)

○佐藤委員

やはり審査に値するものであって、問題のある行為があったという認識であります。それに関しては但し、最初の大島議員を筆頭とする3人の方の申し出の中では、投稿した内容ということと、犬に対して行った行為という2点がありました。今、舩生議員からの聞き取りに関しては、犬に対しての行為っていうところは、事実、本人の言い分しか我々は情報が得られません。その犬に対しての行為というところでは、我々は、倫理に背くような行為であったということを判断することは難しいと思います。但し、一方の投稿したということに関しては、やはり動物愛護法違反を示唆する投稿であります。やはり多くの方の動物愛護を旨とする方々の心象を傷つけたり、抗議の意見というものが、役所、本人にも殺到した社会的影響を考えますと、その投稿したという行為1点において、私は処分というものを検討すべきだろうと思います。

○大貫委員

基本的に先ほどの話を聞いてても、まずSNSは不適格な形ですね。それとあと、平手で軽くでも叩いているということはちゃんと言っていましたんで、両方私はなるかと考えております。

○早川委員

その虐待という判断が、軽いか重い強いかって言うのは、いずれにしてもやったことは事実であるし、例えば暴行事件は胸ぐらを掴んだだけでも暴行に認定されるというような判例もあると聞いております。なので、強い弱いということではなく、それによってそのボコボコだったかどうかという議論ではなく、その事実があったということを含めて言えば、大貫委員がおっしゃったように、対象となることかなというふうに思います。その2点において私も対象になると思います。確認ですが、これはその一つか二つかを、政治倫理審査会にかけますかかけませんか、っていう議論ですよ。私も初めてなのでわからないんですが、かけました、じゃこっちは採用しましたこちらは不採択です、ということもあり得るということですよ。であれば、こっちを議論する前から下げる必要はないだろうというふうに思います。かけた上で、それは法に委ねるっていうことが、皆さんの合意の元でされるのであれば、その通りだと思います。なぜここでそれを取り上げないということ、しなきゃいけないのかちょっと僕には理解ができないというところと、その投稿の中に、虐待を思わせるような匂わせるようなことが、例えばベランダ飼いしました冬が寒かろうがなんだろうが、あるいはボコボコにしましたっていうようなことを言っている、それが事実ではない事実であるということはいずれにしても、そういうことが市民の方の、決してそういう市民の方に寄り添ってばっかりいるわけ

ではないでしょう。ただ、そういうふうなことで議員としての倫理に、非常に不安を感じさせてしまっているということなので、政治倫理の審査ですから、この方の倫理に審査をかけているんだとすれば、その虐待を匂わせているようなことを、最終的には、そこは法律に委ねましょう、ということであったとしても、まずはテーブルに載せる必要があるだろうなというふうに思っています。

○藤田委員

やはりこれだけかなり新聞にももう載るぐらい影響があることなので、やはり私はまずは審査請求を受けて、審査をすべきだというふうに思います。それで、今議論のある二つの点については、もちろん SNS に関しては、不適格だ、不適正だったと私も判断します。そこはやっぱり、ちゃんと調べる必要があるんで、その叩いたかどうかというのは実際お尻を叩いたということは本人も軽くであっても認めているんです。ここについては、どう判断するかはちょっと我々の中で議論しなくちゃいけないところかもしれません。ただ一つ警察が来て、犬の方も確認したけれども、そこまでのことではないだろう、ということで帰られたということもこれは本人の話なんですけれども、ここについても一旦ですね、我々の方で1回審査請求を受けた形で議論するところがあるのかな、というふうに思います。審査請求、受けるという形でいいかと思えます。

○橋本（勝）委員

私も佐藤委員ですか、賛成の部分があります。虐待、この虐待の動物の愛護の法律でも、みだりに殺したり傷つけたりということで、今回はそういう事前の前提ということで、管理不足というのを認めながら逃げ出した行為に対して、叱りということでやってると。これを虐待として見るかということになりますと、かなり非常に本来の動物の愛護に関する法律ということに照らし合わせると、なじみづらいのではないかという部分を感じます。倫理というのがこの法律を司どるかっていう部分じゃないところで、倫理をやるっていうことであれば、この部分を含めてということは考えられますけど、今本人からの事実関係を考えれば、そこのところまでの適用というのが、本来のこの政治倫理審査会の対象の範囲なのかどうかということに、ちょっと疑問を感じるということを考えて、やはり佐藤委員の言っている過大な投稿であり、そこの部分について、信頼失墜とか迷惑をかけたというものに対してのみのことの方が、なじむのではないかというふうに個人的には思います。

○鹿妻委員

私の考えとしては、まず SNS に関してというのは、別に投稿すること自体が法に触れるというわけではないです。やはり議員として倫理感を持った内容の投稿って

うのを、するべきだったと思います。影響っていうのも、ちょっと普通に考えれば、大きな影響が出るんだらうなっていうのは想像ができるものがあると思います。ここの部分はやはり政治倫理審査会として審査をすべきものではないかと思えます。一方で犬に対する行為というのは、まず舩生議員もそれを確かに叩いてしまった、ということを受けて警察の方とも話をしているっていうところ。内容的にもその法律の部分っていうところになるので政倫審として扱うとすれば、その SNS の方かなと私としては考えております。

○梶原副委員長

動物愛護法の 44 条の 2 項で、適切な保護っていうことについて、やはり 1 年以下の懲役、100 万円以下の罰金であって、まさにその傷害っていうのは、今、事実関係としてはなさそうだというのはわかったんですけども、適切な保護をしたのかどうかっていうのは、今回裏付けとかそういうものがないのであれば、それは例えば現地調査をするなりとか、この委員会でやっていかないと、その前に適しないってやってしまうと、確認もできなくなってしまうので、私はこの二つ。適にして審査をすべきだと思っています。

(2) 政治倫理基準違反行為の存否について

条例第 3 条第 1 号に違反するとする意見 委員 10 名（出席全委員）

○鹿妻委員

まず内容としてその犬を叩いたっていうところと、あとは、そのあとに SNS に投稿した 2 点が前回取り上げられていたと思うんですけども、犬を叩いてしまったっていうことに対しては、公務中のことでもなく、議員という身分に関することでもなくて、議員だから叩いちゃいけないとかそういう内容でもないことなので、この部分に関しては、政治倫理に違反するという事ではないのかなと思います。SNS への投稿っていうところは、感情的になってちょっと判断を誤ったとかそういうことではなくて、冷静に事が終わった後に投稿して、その結果、市民からちょっと意見があるようになったということなので、これは議員としては、配慮すべきことだったんじゃないかということでこちらに関しては、政治倫理基準に違反するものがあるんじゃないかと思っております。

○藤田委員

私も鹿妻委員と同じような考えでございまして、まず SNS の方については、今鹿妻委員がおっしゃった通り、やはり議員という立場っていうものをちゃんと理解した上での、SNS 上での発言ですね、書き込みっていうのは、ちょっと足りなかったと思い

ます。そこについてはやっぱり課題が、問題があったと思います。その犬を叩いたっというところに関しては、これはもしかしたら、警察とかになるのかもしれない。我々の方でどの程度叩いたからどうとかっていう判断は、ここではちょっと、実際調査は行っていただいたんですけども、それについて、罪が重いとかそういう話ではないのかなと思います。現実、本人の前のお話でも、本当に叩いたのは事実だけでも、そのけがをさせるようなたたき方をしたわけではないんだということで、そこはもう証言もありますし実際、調査でもそういうことは見受けられないということです。そこについては、本当に叩いて悪かったという、その事実で、我々が今回のこの審査会で審査しなければいけない、やはりその SNS の取り扱いについてのことの方が、私は大きいのかなというふうに感じております。

○早川委員

私は前回もお話した通り、その叩いたということは現実、本人の証言もあって、それが強い弱いということの問題ではなく、動物あるいは生き物に対して何か、自分が苛立つ事があったときには、叩くんだということは、誰にも言わなければわからないことではあるにもかかわらず SNS で言って、公にしてしまったと。これについては、明らかに議員としての公職についているものとしての品位を欠く、あるいは暴行という、不正の疑惑、倫理基準の中の不正の疑惑、もしかしたら不法の疑惑に繋がりがねないことでもあるので、それについてもしっかりと本人のそういった、反省なり、そういったものは、問うべきではないかなというふうには思います。市民の方から、鹿沼市役所等に苦情のメールとかっていう、その内容あるいは、舩生議員の SNS の投稿に対する炎上した内容を見ると、こういう投稿をすることが、あなたの品位として認められないという投稿では決してないような気がして、あなたが、そういう、生き物に対して暴力を振るったっていう、そういう品位の方っていうことに対して、苦情というか、倫理に照らして、ふさわしくないというふうな、市民の皆様の声があることが明らかになっているので。そこはしっかりとこの中で、どう本人に対して反省を求めていくかっていうのは、議論から省く必要はないんじゃないかなと思っています。

○橋本（修）委員

私も SNS に、表現が余りにも、人間だったらボコボコになっていたとか、そういうふうな表現をしたことが問題であって、でもそういう表現をしたってことは何らか、そういうことを軽くても、叩いたってことなんで。そういったことを、やってやったんだと、逆に自慢にしているようにしか見えないですよ。そういったことはやはり議員として、まずいんじゃないかと思います。

○津久井委員

あまり言葉ないんですけど、とにかく犬をほら、虐待した事実が大小かかわらずあったと思うんだけど、それを得意気に SNS に載せる事自体がもう議員としての資質が問われる。ここだと思うんですよ。まして本人の釈明の時もありましたけど、交差点に立ってね、頭だけ下げたという報道がありましたけど、これは小島さんにもちょっとお話したんですけど。大体いなくなった場所で、その場所でね、頭を下げて、本当に申し訳なかったっていうのわかりますけど、私の方の地域の交差点に来て頭を下げて申し訳なかったと。これはやはり何か、勘違いしてるんじゃないかと私は思ってますんですけど。なんかそういうところの行動自体が、彼のちょっと反省するところじゃないかなとは私は思っています。

○駒場委員

改めて私の方から同じ会派の議員が、不適切な SNS の発信という形をして大変皆様にご迷惑かけたことを謝罪申し上げます。皆様と意見は同じでして、動物虐待を疑われるような行為というものは、決して許されるものではないと思いますし、ただ、それを SNS に上げて不適切な表現をして皆様に不快な思いをさせたということに対しては、やっぱ倫理条例でも問題があると思っております。

○橋本（勝）委員

皆さんの意見と一緒にです。叩いたということを委員の方で表現してるんですが、叩いたという表現が本人はお仕置きということで、証人として表現したと思います。叩いたという表現だけが独り歩きしてしまうと、また事実を曲げることにもなりかねないので。犬を叱ったということは認め、個人的に私としては、1人の議員としては、認めてもいいのかなと。ただそれを発信したということ。しかもそういう関係者に対して誤解を招くような表現を使った、このところのみについては、やはり何らかの結果を持つ、もって謝罪なりすべきだというふうに考えております。

○大貫委員

増淵委員と一緒に伺って、私が感じたことですよ。犬は別に怯えてはいませんでした。ただ、旦那さんが好きか議員が好きか奥さんが好きかって言うと奥さんが好きでした。普通はですね、それはいいですよ。犬にはないんですからね。本当の飼い主は1人だけです。私だったら私の言うことを聞きます。奥さんがなんぼちやほやしたって言うこと聞かないです。大きくなればなるほどその傾向があります。で、あの犬自体が、柴犬っていう犬は、運動量が多いんですよ。結構5キロとかそのぐらいは毎日運動しないと、欲求不満にもなるし、ストレスもたまると思います。ベランダ飼いでいるということでもありますんで、あの狭さだとかなりストレス

にはなるかな、っていうのは私は感じました。ただそれがね、原因かどうかっていうことになると、疑うこともね、それを証明することもできません。ただ、あったことについては、SNSへ載せているということは事実ですから。殴った、良かれ悪かれ殴った、犬は殴ったって言うこと聞かないですから。殴っちゃ駄目です。犬は逆です。褒めて教えないと、覚えてくれません。本当ですよこれ。7頭飼ってる私がそう感じてるんですから。7頭飼ってわかったことは、怒っちゃ駄目です。褒めてえさでつって、ちゃんとしつけないと覚えてくれないんですよ。そんなこともありますんで、しつけ方がどうのっていうとちょっとずれてる面もあったんかとは思いますが。ただ、SNSに載せた事実だけが、私はまずいと思ってます。これはやっぱり個人の倫理、我々市議会議員としての倫理には反してるという考えであります。

○小島委員

私は動物を飼ってないからその管理的なことはよくわかんないので、そのうちのそのうちなりの指導があるから、どこまでが指導で虐待になるかは、私にはちょっとわかりません。ただ犬が逃げたということは事実で、それで近所の人また通行車両に迷惑かけた気持ちが、SNSに出たんだと思うんです。そこはやっぱり議員としての、先ほど皆さんが申したように、資質をやっぱり問うべきところだと思います。犬そのものに対しては、私はあんまり個人的な問題なんで、鹿妻議員が言ったようにそこはどっちかちょっと私もあまりわかんない。政治的な感覚じゃないんです。ただSNSと近所の人とか、通行人や通行車両に迷惑かけたということは、議員としてやっぱり管理的な問題があるのかなと。あとはSNSに載せたこと、投稿したことは、これ大きな問題だと思います。

○梶原副委員長

動物に対して、叩いてお仕置きしたっていうことは事実として、船生議員からの弁明でありましたので、その程度の差というのはあるんでしょうが、やはり暴力を振るったっていう事実は変わりませんし、それがしつけない言葉に置き換わってしまったのは、あまりよくないというところも思っています。虐待はなかったんですけども、そういったことがあったことが調べられてよかったということと、事実もはっきりしたということでもよかったんですけど、その政治倫理のところかというと、その資質や品位っていうところでは問うべきところはあるんじゃないかなと思います。私はその両方ですね。SNSはもう皆さんがおっしゃった通りだと思います。やはり両方に関してこの審査会で問うていかなきゃいけないかなと思います。

(3) 対応措置について

本会議場での陳謝を求める。(委員10名(出席全委員))